

第 55 回通関士試験

『 1 』

通関業法

試験問題 (時間 50 分)

注意事項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 6 問から第 10 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 —— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第10問：各問題2点 ——

第1問 次の記述は、通関業法第6条に規定する通関業の許可に係る欠格事由に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

財務大臣は、許可申請者が次のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

- ・禁錮以上の刑に処せられた者であって、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから(イ)を経過しないもの
- ・関税法以外の国税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税を免れることに関する罪を定めた規定に該当する違反行為をして、(ロ)の規定により通告処分を受けた者であつて、その(ハ)から(イ)を経過しないもの
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から(ニ)を経過していない者
- ・通関業法の規定により通関業の許可を取り消された者であつて、この処分を受けた日から(ホ)を経過しないもの

- | | | |
|------------|---------|--------------|
| ① 6月 | ② 1年 | ③ 2年 |
| ④ 3年 | ⑤ 4年 | ⑥ 5年 |
| ⑦ 7年 | ⑧ 9年 | ⑨ 10年 |
| ⑩ 違反行為をした日 | ⑪ 国税徴収法 | ⑫ 国税通則法 |
| ⑬ 国税犯則取締法 | ⑭ 通告の日 | ⑮ 通告の旨を履行した日 |

第2問 次の記述は、通関業の許可に基づく地位の承継に関するものであるが、（ ）に入るべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 通関業者について相続があったときは、その相続人は、被相続人の通関業の許可に基づく地位を承継する。この場合において、当該地位を承継した者は、当該被相続人の死亡後（イ）に、その承継について財務大臣に承認の申請をすることができる。

当該承認を受けようとする者は、その相続があった年月日等を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならないこととされており、この「相続があった年月日」とは、（ロ）をいう。

2 通関業者について合併があった場合において、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、当該合併により消滅した法人の通関業の許可に基づく地位を承継することができる。

当該承認を受けようとする者は、その合併が予定されている年月日等を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならないこととされており、この「合併が予定されている年月日」とは、当該合併が吸収合併である場合には（ハ）、当該合併が新設合併である場合には（ニ）をいう。

当該承認の申請は、合併しようとする法人の間の関係が明らかである場合を除き、（ハ）又は（ニ）以前に、（ホ）により行うものとされている。

- ① 30日以内
- ② 60日以内
- ③ 90日以内
- ④ 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称
- ⑤ 合併しようとする法人の連名
- ⑥ 合併により消滅する法人の名称
- ⑦ 合併により設立される法人の定款認証予定日
- ⑧ 吸収合併契約に関する書面に記載された効力発生日
- ⑨ 吸収合併契約の締結予定日
- ⑩ 吸収合併に関する株主総会の決議予定日
- ⑪ 新設合併契約の締結予定日
- ⑫ 新設合併の登記（成立）予定日
- ⑬ 相続の開始があったことを知った日
- ⑭ 被相続人の死亡の事実を知った日
- ⑮ 被相続人の死亡日

第3問 次の記述は、通関業法第13条及び通関業法施行令第5条に規定する通関士の設置に関するものであるが、(　　)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業務を(イ)に行うため、その通関業務を行う営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならぬ。ただし、当該営業所において取り扱う通関業務に係る(ロ)のみに限られている場合は、この限りでない。
- 2 通関業者は、通関業法第13条の規定により通関士を置かなければならぬこととされる営業所ごとに、通関業務に係る(ハ)並びに通関業法施行令第6条に規定する(ニ)の数、種類及び内容に応じて(ホ)の通関士を置かなければならぬ。

- | | | |
|---------------|----------------|-----------------|
| (1) 依頼者が特定の者 | (2) 確実 | (3) 貨物が一定の種類の貨物 |
| (4) 貨物の数量及び価格 | (5) 貨物の数量及び種類 | (6) 貨物の性質及び形状 |
| (7) 申告書 | (8) 税関官署が特定の官署 | (9) 専任 |
| (10) 通関書類 | (11) 通関手続 | (12) 適正 |
| (13) 適切 | (14) 必要な員数 | (15) 一人以上 |

第4問 次の記述は、通関業者又は通関士の義務に関するものであるが、(　　)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業法第17条において、通関業者は、その(イ)を他人に(ロ)のため使用させてはならないこととされている。
- 2 通関業法第19条において、通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た(ハ)を他人に漏らし、又は(ニ)してはならないこととされている。
- 3 通関業法第20条において、通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士は、通関業者又は通関士の(ホ)を害するような行為をしてはならないこととされている。

- | | | |
|-----------|-------------|-------------|
| (1) 権利 | (2) 公開 | (3) 事項 |
| (4) 情報 | (5) 信用又は品位 | (6) 信頼又は利益 |
| (7) 地位 | (8) 通関業 | (9) 通関書類の作成 |
| (10) 通関手続 | (11) 盗用 | (12) 秘密 |
| (13) 名義 | (14) 名誉又は品格 | (15) 利用 |

第5問 次の記述は、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に関するものであるが、(　　)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

1 財務大臣は、通関業者が通関業法の規定に違反したときは、通関業者に対する監督処分として、その通関業者に対し、(イ)以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

通関業者に対する監督処分については、通関業法基本通達34-6に定める通関業者監督処分基準表により行うこととされており、処分の級別区分は次のとおりとされている。

- 1級 許可の取消処分
- 2級 (口) を超え (イ) 以内の業務停止処分
- 3級 (ハ) を超え (口) 以内の業務停止処分
- 4級 (ハ) 以内の業務停止処分

2 財務大臣は、通関士が通関業法の規定に違反したときは、通関士に対する懲戒処分として、その通関士に対し、(ニ) し、(イ) 以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は(ホ)間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。

- | | | |
|-------|-------|-------|
| ① 5日 | ② 7日 | ③ 10日 |
| ④ 30日 | ⑤ 60日 | ⑥ 90日 |
| ⑦ 6月 | ⑧ 1年 | ⑨ 2年 |
| ⑩ 3年 | ⑪ 4年 | ⑫ 5年 |
| ⑬ 戒告 | ⑭ 訓告 | ⑮ 通告 |

第6問 次の記述は、通関業務及び関連業務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第62条の3第1項の外国貨物を保税展示場に入れることの申告は、通関業務である。
- 2 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第23条第1項の本邦と外国の間を往来する船舶への外国貨物である船用品の積込みの申告は、関連業務である。
- 3 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第43条の3第1項の外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認の申請は、通関業務である。
- 4 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第63条第1項の保税運送の申告は、通関業務である。
- 5 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第21条の外国貨物の仮陸揚の届出は、通関業務である。

第7問 次の記述は、通関業の許可及び営業所の新設に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 複数の税関の管轄区域内において通関業を営もうとする者は、その管轄区域ごとに通関業の許可を受けなければならない。
- 2 通関業者は、その通関業務に従事する通関士が情報通信機器を活用して、労働時間の全部において、自宅で通関業務に従事する勤務形態（在宅勤務）を開始するときは、税関に在宅勤務を開始する旨を申し出た上で、在宅勤務に関する定めのある就業規則を具備していることについて税関の確認を受けることとされている。
- 3 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であることに適合するかどうかを審査しなければならない。
- 4 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、許可申請者が十分な社会的信用を有することに適合するかどうかを審査しなければならない。
- 5 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、財務大臣にあらかじめその旨を届け出なければならない。

第8問 次の記述は、通関業法第10条に規定する通関業の許可の消滅及び同法第11条に規定する通関業の許可の取消しに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 法人である通関業者の役員が通関業法第6条第10号に規定する通関業の許可に係る欠格事由に該当するに至った場合において、当該通関業者が、当該欠格事由に該当した役員を更迭し、役員の変更の届出を行ったときは、当該欠格事由に関連し、当該通関業者が通関業者に対する監督処分を受けることはない。
- 2 財務大臣は、通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、当該許可を取り消すことができることとされており、この「偽りその他不正の手段」とは、例えば、許可申請に当たって通関業法第5条に規定する通関業の許可の基準に係る事項についての偽った書類（定款、財務諸表、履歴書、宣誓書等）を提出し、当該許可の可否に関する税関の判断を誤らせるに至った場合がこれに該当する。
- 3 法人である通関業者の従業者が関税法第110条（関税を免れる等の罪）の規定に該当する違反行為をした場合において、当該通関業者が、同法第117条の両罰規定の適用により通告処分を受けたときは、財務大臣は、当該通関業者が通関業法第6条に規定する通関業者の許可に係る欠格事由に該当するに至ったものとして、同法第11条の規定に基づき通関業の許可を取り消すことができる。
- 4 法人である通関業者が合併により消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が引き続き通関業の許可を受けているものとみなすこととされている。
- 5 財務大臣は、通関業者が破産手続開始の決定を受けたときは、通関業法第11条の規定に基づき通関業の許可を取り消すことができる。

第9問 次の記述は、通関業法第15条に規定する更正に関する意見の聴取及び同法第16条に規定する検査の通知に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対しても納税の申告について、更正をすべき場合において、当該更正が計算又は転記の誤りに基因して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、当該通関業者に対し、当該誤りに関する意見を述べる機会を与えるなければならない。
- 2 通関業法第15条の規定に基づく更正に関する意見の聴取があった場合における通関業者による意見の陳述については、文書により行うこととされており、口頭により行うことはできない。
- 3 通関業法第16条の規定に基づく検査の立会いを求めるための税関長の通知については、口頭又は書面のいずれでも差し支えないものとされており、また、検査指定票の交付をもってこれに代えることができることとされている。
- 4 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に關税法第67条の輸入しようとする貨物についての必要な検査をさせるため、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるための通知を当該通関業者に行った場合において、当該通知に対し、当該通関業者又はその従業者が立ち会わないときは、これらの者の立会いのないまま当該検査を行って差し支えないこととされている。
- 5 税関長は、通関業者が他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする本邦と外国との間を往来する船舶への船用品の積込みの申告があった場合において、税関職員にその承認に関し当該船用品につき必要な検査をさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるため、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。

第10問 次の記述は、通関業法第22条に規定する通関業者の記帳、届出、報告等に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関業務及び関連業務に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載し、当該帳簿をその開設の日後3年間保存しなければならない。
- 2 通関業法第22条第2項において、通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者（当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者）の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならないこととされている。
- 3 法人である通関業者が財務大臣に提出する定期報告書（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）には、通関業務及び関連業務に関する事業報告書及び事業計画書を添付しなければならない。
- 4 通関業者は、その取扱いに係る通関業務及び関連業務に関する書類をその作成の日後3年間保存しなければならない。
- 5 通関業者が設けなければならない通関業務及び関連業務に関する帳簿には、当該通関業者の通関業務を行う営業所ごとに、その営業所において取り扱った通関業務及び関連業務の種類に応じ、その取り扱った件数及び受ける料金を記載するとともに、その1件ごとに、依頼者の氏名又は名称、貨物の品名及び数量、通関業務及び関連業務に係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の税関官署又は財務大臣への提出年月日、その受理番号、通関業務及び関連業務につき受ける料金の額その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第11問 次の記述は、通関業務及び関連業務に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 「通関業」とは、業として通関業務を行うことをいい、この「業として通関業務を行う」とは、営利の目的をもって通関業務を反覆継続して行い、又は反覆継続して行う意思をもって行う場合をいい、この場合において営利の目的は直接的である必要があり、通関業務が他の業務に附帯して無償で行われる場合はこれに該当しないものとされている。
- 2 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第7条の2第1項の特例輸入者の承認の申請は通関業務であるが、他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする同法第7条の2第1項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合における同法第7条の10の届出は、通関業務ではない。
- 3 関税法その他関税に関する法令の規定に基づく税関官署の調査につき、他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする税関官署に対してする主張又は陳述は、関連業務である。
- 4 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法第75条において準用する同法第67条の規定による本邦から外国に向けて行う外国貨物の積戻しの許可に係る申告は、関連業務である。
- 5 関税法その他関税に関する法令によってされた処分につき、他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法の規定に基づいて税関長又は財務大臣に対してする不服申立ては、関連業務である。

第12問 次の記述は、通関業の許可及び営業所の新設に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 認定通関業者である通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、財務大臣にその旨を届け出ることにより、当該営業所を新設することができる。
- 2 通関業者の通関士その他の通関業務の従業者が使用する施設等については、職員が常駐せず、単に連絡、待機等のために使用されているものであっても、通関業法第8条に規定する通関業務を行う営業所に該当することとされている。
- 3 財務大臣は、通関業務を行う営業所の新設の許可に条件を付することができる。
- 4 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、許可申請者が、その人的構成に照らして、その行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有することに適合するかどうかを審査しなければならないこととされており、この「人的構成に照らし」とは、許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業者全体の人的資質に関する評価をいうほか、全体として、組織体制が確立しているかどうかの評価も含むこととされている。
- 5 財務大臣が通関業の許可をする場合に、当該許可に付することができる条件は、取り扱う貨物の種類の限定及び許可の期限に限ることとされている。

第13問 次の記述は、通関業法第12条に規定する通関業者の変更等の届出に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業務を行う営業所の移転により、当該営業所に関し、通関業法第13条に規定する通関士の設置に係る基準について新たに審査する必要があると財務大臣が認める場合には、通関業者は、同法第12条の規定に基づく営業所の廃止の届出と同法第8条の規定に基づく営業所の新設の許可手続を行うこととされている。
- 2 通関業者である法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散し、その通関業の許可が消滅した場合には、通関業法第12条の規定に基づき、当該通関業者であった法人を代表する役員であった者は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 3 通関業者は、通関業務を行う営業所ごとの責任者の氏名及び通関業法第13条の規定により置く通関士の数に変更があった場合には、同法第12条の規定に基づき、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 4 通関業者は、通関業以外に営む事業の種類に変更があった場合には、通関業法第12条の規定に基づき、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 5 通関業者である法人が通関業を廃止し、その通関業の許可が消滅した場合には、通関業法第12条の規定に基づき、当該通関業者であった法人を代表する役員は、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

第14問 次の記述は、通関業法第14条に規定する通関士の審査等に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に関連して、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属の教示に係る照会書について、通関士にその内容を審査させなければならない。
- 2 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務に関連して、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法第63条第1項の保税運送の申告書について、通関士にその内容を審査させなければならない。
- 3 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法第67条の3第1項第1号の特定輸出者の承認の申請書について、通関士にその内容を審査させることを要しない。
- 4 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法の規定に基づいて税関長に対してする不服申立てに係る不服申立書について、通関士にその内容を審査させることを要しない。
- 5 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書について、通関士にその内容を審査させなければならない。

第15問 次の記述は、通関業者の義務に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業法第18条の規定により通関業者が営業所に掲示する料金表は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、依頼者にとって分かりやすいものでなければならないこととされている。
- 2 通関業法第18条の規定により通関業者が営業所に掲示する料金表には、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に割増又は割引が生じる場合等についてはその適用がある旨を、料金の額に含まれない実費を別途請求する場合についてはその旨を記載しなければならないこととされている。
- 3 通関業法第18条の規定により通関業者が営業所に掲示する料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により通関業者が自由に定めるものとされている。
- 4 通関業者は、通関業務を行う営業所に通関士を置くことを要しない場合には、当該営業所に通関士を置いたときであっても、通関業法第14条に規定する通関士による通関書類の審査の義務を負わないとされている。
- 5 財務大臣は、通関業者が通関業者の義務に係る通関業法の規定に違反した場合に、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている。

第16問 次の記述は、通関業法第22条に規定する通関業者の記帳、届出、報告等に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならないこととされており、この「通関業務の従業者」とは、当該通関業者において通関業務に携わる従業者全員をいい、当該通関業者に所属しているものの通関業務に関与していない者は含まないこととされている。
- 2 通関業者は、定期報告書（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）を毎年6月30日までに財務大臣に提出しなければならない。
- 3 通関業法第22条第1項の規定に違反して、通関業務及び関連業務に関して設けられた帳簿に、その収入に関する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者は、同法の規定に基づき罰金刑に処せられることがある。
- 4 通関業者が通関業務及び関連業務に関する帳簿に記載しなければならない通関業務及び関連業務1件ごとの明細の記載は、当該通関業者が保管する通関業務及び関連業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写しに所要の事項を追記することによってすることができる。
- 5 通関業務及び関連業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類は、通関業者が保存しなければならない通関業務及び関連業務に関する書類に該当する。

第17問 次の記述は、通関業法第31条に規定する通関業者が通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関士という名称を用いてその通関業務に従事させていた者であって現に通関士ではない者について、通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとする場合には、財務大臣の確認を受けることを要しない。
- 2 通関士試験に合格した者は、その合格後3年以内に、財務大臣に対し、通関士試験合格証書の写しを添付した届出書を提出して確認を受けなければならない。
- 3 通関業者は、他の通関業者の通関業務に従事する通関士について、当該他の通関業者の承諾がある場合であっても、財務大臣の確認を受け、当該他の通関業者における通関士と併任して、通関士という名称を用いてその通関業務に従事させることができない。
- 4 通関業法第35条第1項に規定する通関士に対する懲戒処分により通関業務に従事することを停止された者であって、その停止の期間が経過しないものは、通関士となることができない。
- 5 港湾運送事業法に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行が終わった日から2年を経過しないものは、通関士となることができない。

第18問 次の記述は、通関士となる資格及び通関士の資格の喪失に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 偽りその他不正の手段により通関業法第31条第1項の確認（通関業者が通関士試験に合格した者を通關士という名称を用いてその通關業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認）を受けたことが判明した者は、通關士の資格を喪失し、通關士でなくなるとともに、通關士試験の合格の決定が取り消される。
- 2 税關長は、不正の手段によって通關士試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができ、その禁止の処分を受けた者に対し、情状により3年以内の期間を定めて通關士試験を受けることができないものとすることができる。
- 3 通關士が通關業法の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられたときは、当該通關士は、通關士の資格を喪失し、通關士でなくなるとともに、通關士試験の合格の決定が取り消される。
- 4 通關士が潤税法の規定に違反する行為をして禁錮以上の刑に処せられたときは、当該通關士は、通關士の資格を喪失し、通關士でなくなるとともに、通關士試験の合格の決定が取り消される。
- 5 通關士が通關業法第31条第1項の確認（通關業者が通關士試験に合格した者を通關士という名称を用いてその通關業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認）を受けた通關業者を通關業務に従事しないこととなったときは、当該通關士は、通關士の資格を喪失し、通關士でなくなる。

第19問 次の記述は、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、通関士に対し、その者が通関業務に従事することを停止し、又は禁止することができるとされており、この「通関業務に従事することを停止し、又は禁止する」とは、通関士として通関業務に従事することを停止し、又は禁止することのほか、その他の通関業務の従業者として通関業務に従事することをも停止し、又は禁止することをいう。
- 2 何人も、通関業者に、財務大臣が通関業者に対する監督処分をすることができる場合に該当する事実があると認めたときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 通関士が、通関士に対する懲戒処分として、通関業務に従事することを禁止された場合にあっては、当該通関士は、当該禁止の期間の経過後、改めて通関業法第31条第1項の確認（通関業者が通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認）を受けることなく、通関士として通関業務に従事することができる。
- 4 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を聴かなければならない。
- 5 通関業者が、関税法の規定に違反したときは、財務大臣は、その通関業者に対し監督処分をすることができるとされており、この「通関業者が関税法の規定に違反したとき」とは、法人である通関業者の代表者又は個人業者たる通関業者自らが違反した場合のほか、従業者等（通関業務に従事する者に限らず、他の業務に従事する者も含む。）が違反した場合で、その違反が通関業者の業務に関して行われ又はその結果が通関業者に帰属するものである場合をいう。

第20問 次の記述は、通関業法に規定する罰則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業法第38条第1項の規定に基づく税関職員による通関業者の業務に関する帳簿書類の検査を忌避した者は、同法の規定に基づき懲役に処せられることがある。
- 2 通関業法第35条第1項に規定する通関士に対する懲戒処分により通関業務に従事することを停止されている者が、通関業者の関連業務に従事した場合には、同法の規定に基づき懲役又は罰金に処せられることがある。
- 3 通関業者である法人の従業者である通関士が、その法人の業務に関し、関税法第111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為をして罰せられた場合には、通関業法の規定に基づき、その法人に対して罰金刑が科されることがある。
- 4 通関業法第33条の2の規定による業務改善命令に違反した者は、同法の規定に基づき1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。
- 5 通関業者である法人の従業者が、偽りその他不正の手段により通関業法第31条第1項の確認（通関業者が通関士試験に合格した者を通關士という名称を用いてその通關業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認）を受けたときには、同法の規定に基づき、当該従業者が罰せられることがあるほか、その法人に対して罰金刑が科されることがある。

